

IV. 環境省における通告内容の確認

環境省における確認の概要

環境省（我が国の権限ある当局）は、輸出国の権限ある当局からバーゼル条約・OECD 理事会決定に基づく有害廃棄物等の輸出に関する事前通告を受領すると、バーゼル法第8条第2項に基づき、当該輸出入について環境の汚染を防止するために必要があると認められるか否かを検討するため、通告内容を確認します。環境省では、この確認のため、必要に応じて、輸出国当局に通告内容に関する質問等をするとともに、輸入者に通告関連書類の提出を求めます。

通告内容が確認された場合は、環境大臣は、当該通告の写しを経済産業大臣に送付するとともに、必要に応じ、当該輸入に関する環境汚染防止の観点からの意見（特段意見がない場合にはその旨）を経済産業大臣に述べます。

確認の流れと提出書類等

(1) 輸入者による通告書類の確認

輸出国の権限ある当局から有害廃棄物等の輸出に関する事前通告（参考 4-0 参照）を受領すると、環境省は、輸入者に対して、当該事前通告の写しを送付します（通常、IM番号を付番した上、電子メールで送付します。）。

輸入者は、通告書類の各項目が正しく記載されているかを確認します。記載内容に誤りがある場合等は、環境省から輸出国の当局に対して、記載内容の修正・確認を要請します。正しい通告の再送付までに時間を要する可能性がありますので、輸入者においては、輸出者が輸出国の当局へ輸出の申請を行う前に、輸出者と協力して、通告書類の各項目を正しく記載することをお勧めします。また、通告内容に著しい誤りがある場合等は、自ら輸出者に連絡し、書類を訂正の上、輸出国当局に再提出するよう手配をお願いします。

具体的な確認項目は、下表のチェックポイント（書類提出前に確認いただきたいポイント）をご参照ください。

書類名等	チェックポイント
輸出国が環境省に送付した 通告書類	☐ 各項目が正しく記載されているか。 ☐ 英語又は日本語で記載されているか。他の言語で記載されている場合、英語又は日本語の訳文が添付されているか。 ※通告書類の各欄の記入が適切に行われているかどうかは、日本から特定有害廃棄物等を輸出する場合に輸出者に作成を求めている通告書類の作成要領に準じて、確認すること。 【輸出時の通告書類の作成要領】（※様式の例は参考 4-0 を参照） http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikan_ri/download/basel/2015/20150901_0208_ba.pdf ※よくある誤りを以下に列挙します。輸出者が輸出国の当局に申請する前に、輸入者が協力をして、内容を確認することを推奨します。

	・1回の船積み or 包括申請の記載（チェック）がない。 ・予定運搬期間が過去の日付になっている（以前の申請時のまま）。 ・予定運搬期間が1年を超過している（最大1年まで）。 ・運搬手段が全て記載されていない（輸出国の工場等→輸出港→輸入港（日本）→処分施設の場合は、通常、RSR（輸出国内の陸送-海上輸送-日本の陸送）となる）。 ・運搬者が全て記載されていない（所定用紙に入りきらない場合は、添付書類として提出することも通常可能。日本国内の運搬者についても記載すること。） ・処分者が全て記載されていない（中間処理を経るなど、複数の処分者が関係する場合は全て記載すること。また、実際の処分施設の住所等を記載すること。）。 ・スペルミス、記載漏れ（対象物の性状、Hコード等）。
--	--

(2) 必要書類の提出

(1)の輸出国の当局からの事前通告の写しの送付と同時に、環境省は、輸入者に対して、環境省における通告内容の確認に必要な関係書類の提出を要請します。輸入者は、下表の資料について、チェックポイント（書類提出前に確認いただきたいポイント）を確認のうえ、必要に応じて資料一覧を添えて、Eメール、ファックス、郵送のいずれかで資料を提出してください。

なお、これらの提出書類やチェックポイントはバーゼル法規制対象物の輸入申請における主なものであり、案件に応じて、環境省から必要な追加情報等の提出を要請することがあります。

書類名等	チェックポイント	サンプル
① 契約書（注1）	<契約書・共通> ☐ 契約書は、日本語または英語で記載されているか（※日本語または英語以外の場合は、日本語または英語の翻訳の提出が必要）。 ☐ 契約書の日付は記載されているか。 ☐ 契約当事者の署名または押印がなされているか（※署名・押印者の社名、所属等が付記されていること）。 ☐ 契約書の文字、署名、押印が鮮明か（※容易に判別できること）。 <取引契約書・共通> ☐ （輸入者＝処分者※の場合）輸出者と処分者の間の契約であるか。 ※バーゼル条約における処分作業を行う者のこと。処分作業には、リサイクルと廃棄作業の両方が含まれる。 ☐ （輸入者≠処分者の場合）輸出者と輸入者、及び、輸入者と処分者の間の契約であるか（※別々の契約である場合、二つの契約の関連性が明確であること。三者間契約でも可。なお、処分者について、輸入者と親子関係にある場合であっても、別法人である場合は、輸入者と処分者の間の契約書の提出が必要。）。 ☐ 契約書では、取引の対象物（＝バーゼル法の対象物）及びそれをリサイクルする等の取引であることが明示されているか。 ☐ 契約書では、処分者・処分場所が記載されているか。 ☐ 契約書では、取引数量が記載されているか（※通告書類に記載される輸入予定数量と一致していること）。 ☐ 契約書の有効期間は、今回の輸入予定期間をカバーしている	参考 4-1

	か。(※自動更新条項があっても、提出時点において契約締結日から5年を超えている契約については、当該契約が提出時点において有効である旨を説明する書面を提出すること(5年以内に当該書類を提出している場合には、提出不要)。 【非OECD加盟国からの輸入の場合】 □ <輸出者と処分者の間の契約書>契約当事者が、取引の対象物について「環境の保全上適正な運搬及び処分が行われること」を確保することが明記されているか(※輸出者と輸入者、輸入者と処分者の間の契約が別である場合は、各々の契約において、明記すること)。 【OECD加盟国からの輸入の場合】 □ <輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間のいずれかの契約書>輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了できない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれているか(※輸出者～処分完了までの一連のプロセスを切れ目無くカバーする、代替的な廃棄物管理及び費用負担の責任を負う当事者が契約上特定されていること)。 □ <運搬契約書>「輸出国内の陸送～海上～日本国内輸送」等、全ての運搬契約書が提出されているか。 □ <運搬契約書>運搬場所、運搬の対象物(＝バーゼル法の対象物)が特定されているか。	
② 貨物のフロー図	□ 本申請にかかる関係者が漏れなく記載されているか(※参考2に倣って作成すること)。	参考 4-2
③ 輸出国の発生施設での発生工程図(注1)	□ バーゼル法の対象物の発生工程が明確に理解できる内容か。	参考 4-3
④ 日本での処理工程及び処理施設概要	□ 処理施設の住所、設備の概要等が記載されているか(※ホームページの記載事項やパンフレット等でも可)。 □ 通告書類において複数の処理施設が記載されている場合、各々の処理施設に関する資料が提出されているか。 □ 複数の金属が精製される場合、金属毎の処理工程が記載されているか(同じ資料内で記載しても可)。	参考 4-4
⑤ 成分分析表(注1、注2)	□ 検査機関、検査方法、検査日が明記されているか(※過去の申請で提出した成分分析表を使用する場合は、当該申請と本申請の対象物が同種の物である旨の理由書を作成のうえ、添付すること)。 □ 複数の品目が混載される場合、品目毎の成分分析表が提出されているか。 □ 分析を行った対象物の写真が添付されているか。 □ 分析の結果から、バーゼル法に該当する物であることが明確に読み取れるか。 ※成分分析結果からは特定有害廃棄物等に該当することが確認できないが、特定有害廃棄物等として輸入承認申請を行いたい場合には、その旨を説明する書類の提出をお願いいたします。 ※特定有害廃棄物等に該当するか否かを行政に相談したい場合は、事前相談(「Ⅱ. 事前相談」参照)をご利用ください。(関連：本表⑨)	参考 4-5
⑥ 写真(注1、注2)	□ バーゼル法の対象物が鮮明に写っているか。 □ 複数の対象物が混載している場合、品目毎の写真を提出しているか。	参考 4-6

⑦ 銀行保証書等 (注1)	(バーゼル法の対象物の取引に関する銀行保証書等がある場合) ☐ 銀行保証書等がカバーしている対象は、バーゼル法の対象物と一致しているか。 ☐ 銀行保証書等の有効期間は、輸入承認予定期間をカバーしているか(自動延長条項があれば、当該期間をカバーしているものと見なす)。	参考 4-7
⑧ 有価性に係る 確認書	(市況の変動により取引価格が逆有償になる可能性がある取引の場合) ☐ 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨又は廃棄物処理法に基づく輸入許可を得る旨の確認書があるか。	参考 4-8
⑨ 事前相談実施 有無	(環境省地方環境事務所または経済産業省(委託先を含む)における事前相談を受けている場合) ☐ 事前相談書提出日、提出先、相談実施者(会社名、氏名)が記載されているか(※任意の様式に、上記内容を記載のうえ、提出すること)。	参考 4-9

※注1：提出予定の契約書と同一のものが添付されている場合等、相手国からの通告書類に添付されている場合には、提出不要です。ただし、相手国からの通告書類に添付されている場合であっても、内容が不十分と判断される場合には、環境省から輸入者に各書類の提出を求める場合があります。

※注2：使用済み鉛バッテリーのリサイクル目的での輸入のように、明らかに特定有害廃棄物等である場合は成分分析表の提出は不要です。また、廃プリント基板については、特定有害廃棄物等として輸入承認申請を行う場合には成分分析表は不要ですが、特定有害廃棄物等ではないことを証明する場合については必要です。

輸出国当局からの通告内容に変更・修正がある場合の手続き

環境省が輸出国当局から受領した通告は、その内容の変更や修正が必要となる場合があります(例：①環境省における通告内容の確認が完了するまでの間に、通告発出時に予定されていた内容に変更が生じた、②輸出国と日本のバーゼル条約の運用に違いがあった、③輸出国側(当局、輸出者)の誤記があった等)。

通告の内容を変更・修正することが必要な場合は、変更・修正の内容に応じて、次のとおりの連絡と手続きを行ってください。

(1) 記載内容の誤記、記載漏れ等の事実関係の誤記等やスペルミス等の修正を行う場合

輸入者は、環境省から「通告」の写しの送付を受けた後、修正が必要な項目、修正前後の内容及び修正理由を明記した書類を提出ください(書類のサンプルは参考 4-10)。外為法に基づく輸入承認を経た後、環境省が輸出国管理当局に輸入に同意する旨を回答する際に、修正内容についても併せて連絡します。

通告内容の変更連絡の提出先は、環境省における通告内容の確認が完了するまでの間であれば、環境省に、環境省から経済産業省に通告書が転送された後であれば、経済産業省に、また、環境省から相手国に同意回答をした後であれば、両省に提出していただく必要があります。

・記載内容の取り違え

(例：「Notification concerning」(通告内容)の「Disposal」にチェックされているが通告の他の欄の内容に照らし明らかに「Recovery」とすべきである、「Intended period of time for

shipment」が輸出入者間の契約書とは矛盾しないが現実的な輸出入期間となっていない、
「Waste identification」(廃棄物の同定)の Y-code と H-code が入れ違いの欄に記入されている)

・ 通告欄内の一部項目の記載漏れ

(例:「Exporter」の欄内で電話番号や Contact person に誤りがある、「Waste generator」の欄内で Site of generation/Process of generation のみ記載がない、「Disposal/recovery facility」の欄内で Actual site of disposal/recovery の欄に same as above の記載がない)

※上記の書類の提出は、輸出国当局から同様の通告内容の変更に係る連絡を環境省で受領した場合は、不要です。

なお、次のような場合はこの手続ではなく、下記(2)に従った対応をお願いします。

※対象とならない場合の例(下記(2)に沿った対応が必要)

- ・ 輸出入者、発生者、処分施設、廃棄物の名称及び組成といった基本的な情報について一切記載がない欄がある場合
- ・ 輸出入者、発生者(発生工程)、処分施設が変わる場合又は誤っている(例:別の処分施設が記載されている)場合
- ・ 別の貨物を輸入する場合、輸入予定の貨物の数量や予定総移動回数が変わる場合

(2) 輸出入計画の変更等により通告の実質的内容に変更がある場合

通告の実質的な内容に変更が必要な場合、すなわち次の表において「輸入者等の書類提出による対応可否」の欄が「不可」とされている項目に変更がある場合は、原則輸出国当局から通告内容を変更する旨の連絡を環境省が書面で受領する必要があります。

なお、同欄が「可」とされている項目のみに変更がある場合は、(1)の手続きに準じて、輸出者等からの書面提出(書類のサンプルは参考 4-11)により通告内容の変更を行うことが可能です。その場合の通告内容の変更連絡の提出先についても(1)と同様に、環境省における通告内容の確認が完了するまでの間であれば、環境省に、環境省から経済産業省に通告書が転送された後であれば、経済産業省に、また、環境省から相手国に同意回答をした後であれば、両省に提出していただく必要があります。

番号	項目	輸入者等の書類提出による対応可否
1	輸出者	不可
2	輸入者	不可
3	通告番号	不可
	A 包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別	不可(注1)
	B 処分/回収の別	不可(注1)

	C 事前承認が与えられている施設への該非	不可（注 1）
4	予定総移動回数	不可
5	予定総移動量	不可
6	予定運搬期間	不可（注 1）
7	全てのこん包の形態	可
8	予定されている全ての運搬者（注 2）	可
9	全ての発生者	不可
10	処分施設	不可（注 1）
11	全ての処分又は回収作業	不可
12	廃棄物の名称及び組成	不可
13	物理的特性	不可（注 1）
14	廃棄物の同定	不可（注 1）
15	(a) 関係国、(b) 該当する場合は権限のある当局の名称及びコード番号、(c) 特定の出入国地点（国境検問所又は港）	通過国に係る情報に限り可
16	入国及び／又は出国及び／又は輸出に関わる税関（欧州共同体）（注 3）	不可（注 1）
17	輸出者及び発生者による申告	不可（注 1）
18	添付資料の数	可

（注釈）

注 1 上記（1）の範囲となると判断される場合を除く

注 2 OECD 加盟国からの輸入で運搬者の変更の場合は、当該変更で追加される運搬者に係る契約書の提出が必要となる。

注 3 欧州連合加盟国からの輸入の場合に限り使用される欄

関係書類の提出先

○通告内容の確認に係る書類の提出先は、次のとおりです。

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査班

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1－3－1

電 話：03-3501-1659（直通）

F A X：03-3501-0997

【環境省】

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2

電 話：03-5501-3157（直通）

F A X：03-3593-8264

電子メール：env-basel@env.go.jp

参考 4-0 : 輸出国が環境省に送付する通告書類

* 下記は、フィリピン当局が環境省宛に送付した通告書類を想定したものです。通常、次ページの様式のような書類が添付されます。

Republic of Philippines Department of Environment and Natural Resources ENVIRONMENTAL MANAGEMENT BUREAU DENR Compound, ●●●Avenue, ●●●●City ××× Telephone Nos: ×××-×××× Email: ●●●@ ●●● JAN 13 20●● Mr. ■■■■■ Director Office of Waste Disposal Management Waste Management and Recycling Dept Ministry of the Environment 1-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda-Ku, Tokyo, Japan Tel. (+81-3-xxxx-xxxx) SUBJECT : Notification about the Proposed Export of Printed Wiring Board (PWB) Sir: This serves as the written notification about the proposed export of Printed Wiring Board (PWB) by Islands Trading Co., Ltd., ×××- ×× Central Road, Cebu City, Cebu, Philippines to Japan. The wastes will be shipped by the importer, Rapid Samurai Co., Ltd., ××- ×× Minato-ku, Tokyo, Japan to the recycling facilities of Kurosawa Recycling Co., Ltd., ××- ×× Shinagawa-ku, Tokyo, Japan for recycling and reclamation of metals and metal compound (R4). We hope to receive your written consent and approval the soonest possible time. Very truly yours, ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ (signature) Director	
---	---

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

1. Exporter - notifier Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:		3. Notification concerning A.(i) Individual shipment: ☐ (ii) Multiple shipments: ☐ B.(i) Disposal (1): ☐ (ii) Recovery: ☐ C. Pre-consented recovery facility (2;3) Yes ☐ No ☐ 4. Total intended number of shipments: 5. Total intended quantity Tonnes (Mg):m³: (4): 6. Intended period of time for shipment(s) (4): Start date Last date: 7. Packaging type(s) (5): Special handling requirements (6): Yes: ☐ No: ☐ 11. Disposal / recovery operation(s) (2) D-code / R-code (5): Technology employed (6): Reason for export (1;6): 12. Designation and composition of the waste (6): 13. Physical characteristics (5): 14. Waste identification (fill in relevant codes. *required to state) (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*: (ii) OECD code (if different from (i)): * (iii) EC list of wastes: (iv) National code in country of export: (v) National code in country of import: (vi) Other (specify): (vii) Y-code*: (viii) H-code* (5): (ix) UN class (5): (x) UN Number: (xi) UN Shipping name: (xii) Customs code(s) (HS)*:													
2. Importer - consignee Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:		15. (a) Countries/States concerned, (b) Name and Code no. of competent authorities where applicable, (c) Specific points of exit or entry (border crossing or port) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">State of export - dispatch</td> <td style="width: 33%;">State(s) of transit (entry and exit)(6)</td> <td style="width: 33%;">State of import - destination</td> </tr> <tr> <td>(a) JAPAN</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(c)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)(6)	State of import - destination	(a) JAPAN			(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT			(c)		
State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)(6)			State of import - destination											
(a) JAPAN															
(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT															
(c)															
8. Intended carrier(s) Registration No: Name(7): Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Means of transport (5):		16. Customs offices of entry and/or exit and/or export (European Community): Entry: Exit: Export:													
9. Waste generator(s) - producer(s) (7) Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Site of generation (6) Process of generation (6)															
10. Disposal facility (2): ☐ or recovery facility (2): ☐ Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery (other than above):		18. Number of annexes attached													
FOR USE BY COMPETENT AUTHORITIES (Optionally, other forms are also acceptable)															
19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import - destination / transit (1) : Country: Notification received on: Acknowledgement sent on: Name of competent authority:		20. Written consent (1;8) to the movement provided by the competent authority of (country): Consent given on: Consent valid from: until: Specific conditions: No: ☐ If Yes, see block 21 (6): ☐ Name of competent authority:													

Stamp and/or signature: _____ Stamp and/or signature: _____

21. Specific conditions on consenting to the movement document or reasons for objecting

- | | |
|--|--|
| (1) Required by the Basel Convention | (5) See list of abbreviations and codes on the next page |
| (2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facilit(y)ies when required | (6) Attach details if necessary |
| (3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies | (7) Attach list if more than one |
| (4) Attach detailed list if multiple shipments | (8) If required by national legislation |

List of abbreviations and codes used in the notification document

DISPOSAL OPERATIONS (block 11) D1 Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.) D2 Land treatment, (e.g., biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.) D3 Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.) D4 Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.) D5 Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment, etc.) D6 Release into a water body except seas/oceans D7 Release into seas/oceans including sea-bed insertion D8 Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list D9 Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.) D10 Incineration on land D11 Incineration at sea D12 Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.) D13 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list D14 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list D15 Storage pending any of the operations in this list																																															
RECOVERY OPERATIONS (block 11) R1 Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU) R2 Solvent reclamation/regeneration R3 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents R4 Recycling/reclamation of metals and metal compounds R5 Recycling/reclamation of other inorganic materials R6 Regeneration of acids or bases R7 Recovery of components used for pollution abatement R8 Recovery of components from catalysts R9 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil R10 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement R11 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10 R12 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11 R13 Accumulation of material intended for any operation in this list.																																															
PACKAGING TYPES (block 7) 1. Drum 2. Wooden barrel 3. Jerrican 4. Box 5. Bag 6. Composite packaging 7. Pressure receptacle 8. Bulk 9. Other (specify)	H-CODE AND UN CLASS (block 14) <table border="0"> <thead> <tr> <th>UN Class</th> <th>H-code</th> <th>Characteristics</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>H1</td> <td>Explosive</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>H3</td> <td>Flammable liquids</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>H4.1</td> <td>Flammable solids</td> </tr> <tr> <td>4.2</td> <td>H4.2</td> <td>Substances or wastes liable to spontaneous combustion</td> </tr> <tr> <td>4.3</td> <td>H4.3</td> <td>Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases</td> </tr> <tr> <td>5.1</td> <td>H5.1</td> <td>Oxidizing</td> </tr> <tr> <td>5.2</td> <td>H5.2</td> <td>Organic peroxides</td> </tr> <tr> <td>6.1</td> <td>H6.1</td> <td>Poisonous (acute)</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>H6.2</td> <td>Infectious substances</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>H8</td> <td>Corrosives</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>H10</td> <td>Liberation of toxic gases in contact with air or water</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>H11</td> <td>Toxic (delayed or chronic)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>H12</td> <td>Ecotoxic</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>H13</td> <td>Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above</td> </tr> </tbody> </table>		UN Class	H-code	Characteristics	1	H1	Explosive	3	H3	Flammable liquids	4.1	H4.1	Flammable solids	4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion	4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases	5.1	H5.1	Oxidizing	5.2	H5.2	Organic peroxides	6.1	H6.1	Poisonous (acute)	6.2	H6.2	Infectious substances	8	H8	Corrosives	9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water	9	H11	Toxic (delayed or chronic)	9	H12	Ecotoxic	9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above
UN Class	H-code	Characteristics																																													
1	H1	Explosive																																													
3	H3	Flammable liquids																																													
4.1	H4.1	Flammable solids																																													
4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion																																													
4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases																																													
5.1	H5.1	Oxidizing																																													
5.2	H5.2	Organic peroxides																																													
6.1	H6.1	Poisonous (acute)																																													
6.2	H6.2	Infectious substances																																													
8	H8	Corrosives																																													
9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water																																													
9	H11	Toxic (delayed or chronic)																																													
9	H12	Ecotoxic																																													
9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above																																													
MEANS OF TRANSPORT (block 8) R = Road T = Train/rail S = Sea A = Air W = Inland waterways																																															
PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13) 1. Powdery/powder 2. Solid 3. Viscous/paste 4. Sludgy 5. Liquid 6. Gaseous 7. Other (specify)																																															

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention

参考 4-1 : 契約書

* 以下の契約書は主なチェックポイントを示すサンプルであり、実際に環境省に提出いただく契約書が以下の形式でなければいけないということではありません。

■取引契約書

サンプル

- 契約書は、日本語または英語か(※日本語または英語以外の場合は、日本語または英語の翻訳の提出が必要)。

SALES AGREEMENT

Between

The Shipper:

ABC WASTE SERVICES LTD.
3/F, Pacific Building, Central Street, Bangkok, Thailand

And

The Recycler:

KASUMIGASEKI RECYCLING CO., LTD.
100, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

- (輸入者＝処分者の場合)輸出者と処分者の間の契約であるか。
- (輸入者≠処分者の場合)輸出者と輸入者、及び、輸入者と処分者の間の契約であるか(※別々の契約である場合、二つの契約の関連性が明確であること。三者間契約でも可。なお、処分者について、輸入者と親子関係にある場合であっても、別法人である場合は、輸入者と処分者の間の契約の提出が必要。)

- 契約書の日付は記載されているか。

This Sales Agreement ("Agreement") is made as of 31 January 2013 ("Effective Date") by and between ABC WASTE SERVICES LTD. with its principal place of business at 3/F, Pacific Building, Central Street, Bangkok, Thailand ("The Shipper"), and KASUMIGASEKI RECYCLING CO., LTD. with its principal place of business at 100, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan ("The Recycler") (individually "Party" and collectively "Parties").

Now, therefore, in consideration of the mutual agreements contained herein, the Parties hereto agree as follows:

Section 1 (Objective)

The objective of this Agreement is to ensure that Shipper sells to the Recycler and the Recycler purchases from the Shipper the Products defined in Section 2 and the Recycler recycles it to recover precious metals from the Products.

Section 2 (Products)

The Product to be sold and purchased in this Agreement is defined as Printed Circuit Board retrieved from desk top computers ("Products").

- 契約書では、取引の対象物(＝パーゼル法の対象物)及びそれをリサイクルする等の取引であることが明示されているか。

- 取引数量が記載されているか。

Section 3 (Quantity)

The maximum quantity of the Products to be sold and purchased in this Agreement is one hundred tons in annum.

Section 4 (Recycling Facility)

The Recycler shall recycle the Products in Yokohama Recycle Center, which is owned by the Recycler and located in 200 Minato-town, Yokohama-city, Kanagawa, Japan.

- 処分者・処分場所が記載されているか。

(中略)

【非 OECD 諸国からの輸入の場合】＜輸出者と処分者の間の契約書＞

- 契約当事者が、取引の対象物について「環境の保全上適正な運搬及び処分が行われること」を確保することが明記されているか。(※輸出者と輸入者、輸入者と処分者の間の契約が別個である場合は、各々の契約において、明記すること)

Section 10 (Environmental Protection)

The Parties shall comply with the Basel Convention and domestic laws and regulations in Japan and Thailand concerning trans boundary movement of hazardous wastes. The Parties shall also ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where pollution arises, the Party responsible for the pollution shall be responsible for addressing problems entailed by it.

【OECD 諸国からの輸入の場合】＜輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間のいずれかの契約書＞

- 輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了できない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれているか。(※輸出者～処分完了までの一連のプロセスを切れ目無くカバーする、代替的な廃棄物管理及び費用負担の責任を負う当事者が契約上特定されていること。)

Section 10 (Environmental Protection)

The Parties shall comply with the OECD Council Decision C(2001)107/FINAL and domestic laws and regulations in Japan and Republic of Korea concerning trans boundary movement of hazardous wastes. The Parties shall also ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where it is found out before delivering the Products in Yokohama Port, Japan that transportation and recycling of the Products cannot be completed in accordance with this Agreement, the Shipper, at its own cost, shall take alternative measures to ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where it is found out after getting the delivery of the Products in Yokohama Port, Japan that transportation and recycling of the Products cannot be completed in accordance with this Agreement, the Recycler, at its own cost, shall take alternative measures to ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner.

(中略)

- 契約書の有効期間は、バーゼル法の承認期間をカバーしているか。(※自動更新条項があっても、申請時点において契約締結日から 5 年を超えている契約については、当該契約が申請時点において有効である旨を説明する書面を提出すること。)

Section 15 (Term)

This Agreement shall be valid from one year from Effective Date and automatically renewed and extended for another one year period subsequently unless otherwise either Party notifies the other Party of its unwillingness to extend the duration of this Agreement in writing at least three months before the expiration of the original duration.

(中略)

IN WITNESS WHEREOF, the Parties have caused their authorized representatives to execute this Agreement as of the date first above written.

The Shipper : ABC WASTE SERVICES LTD.

By: _____

Name: Ms. XXXX
Title: General Manager

The Recycler : KASUMIGASEKI RECYCLING CO.,

- 契約当事者の署名または押印がなされているか(※署名・押印者の社名、所属等が付記されていること)。
- 契約書の文字、署名、押印が鮮明か(※容易に判別できること)。

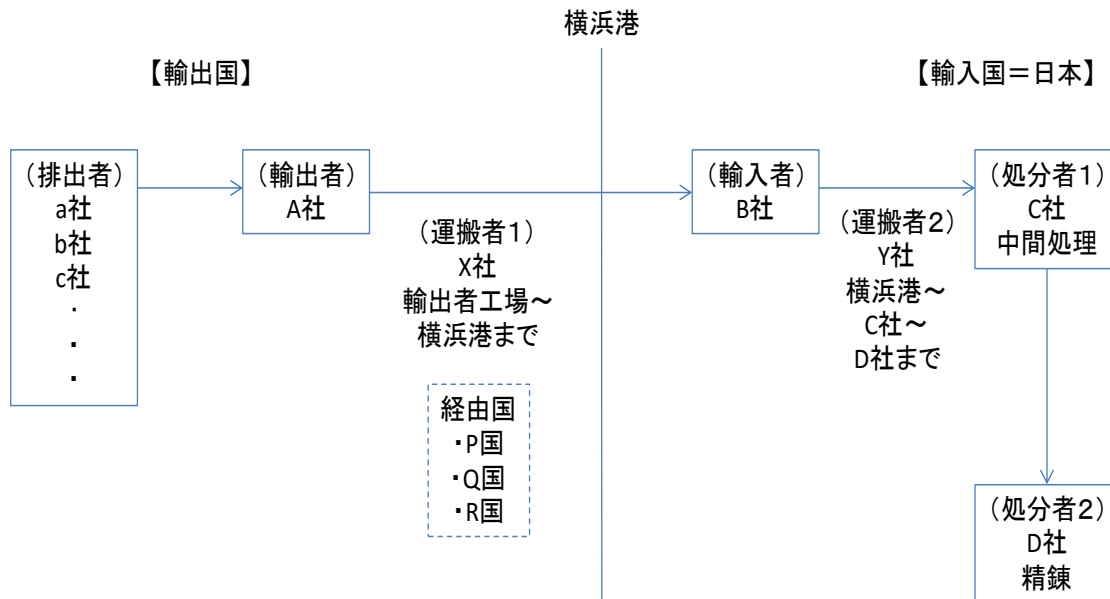
By: _____

Name: Mr. ZZZZ
Title: Managing Director

参考 4-2 : 貨物のフロー図

サンプル

貨物のフロー図



【注意事項】

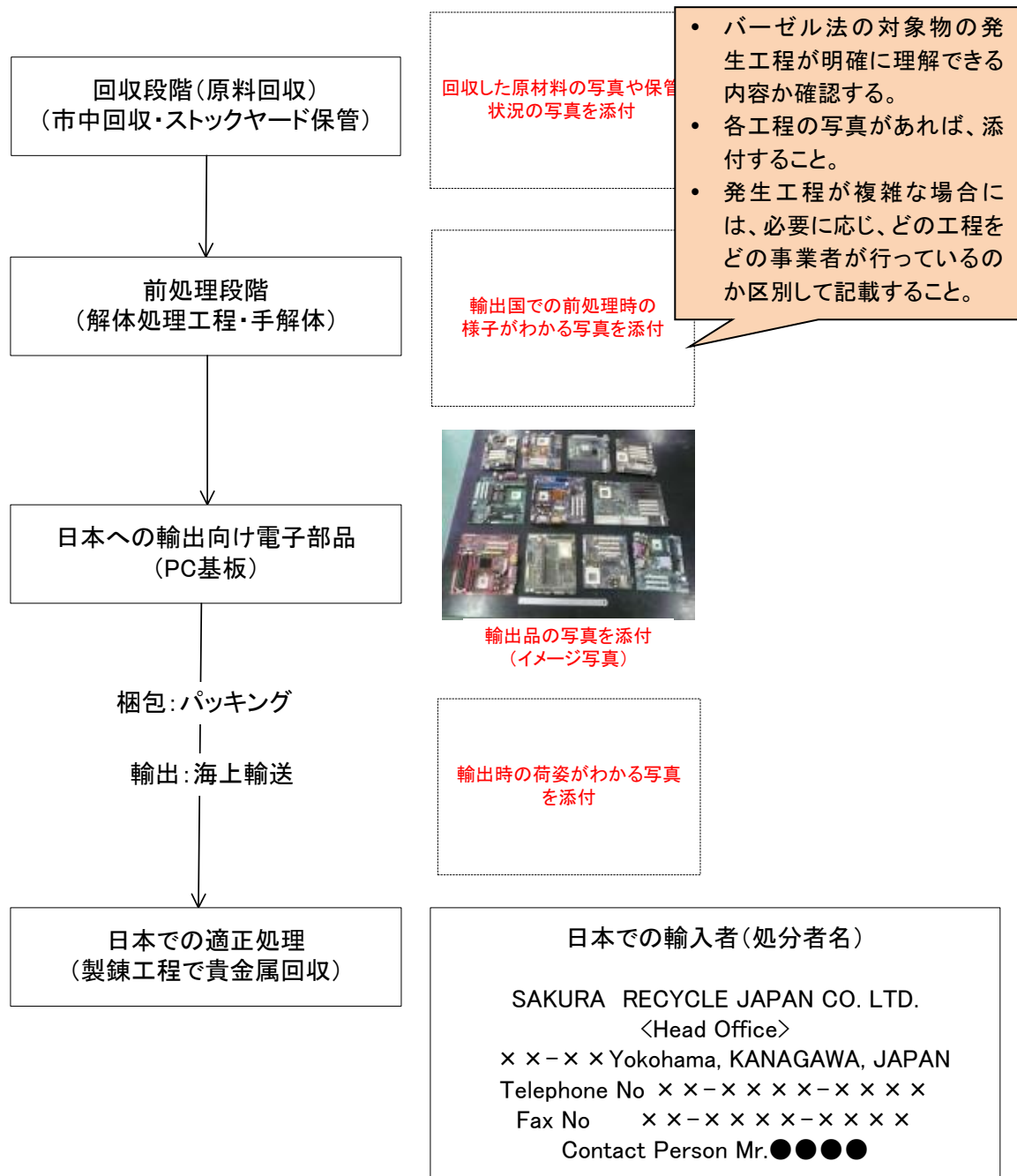
- 当該申請の関係者を遺漏無く記載する。
- 全ての項目において、通告書類の記載内容と必ず一致させる。
- 排出者が多数の場合は、「a社等」としてもよい。
- 同じ区間で起用する可能性のある運搬者が複数の場合は、それぞれ記載する。

参考 4-3 : 輸出国の発生施設での発生工程図

サンプル

平成●年●月●日
株式会社 ●●

輸出国における発生工程図



参考 4-4 : 日本での処理工程及び処理施設概要

サンプル

平成●年●月●日
株式会社 ●●

日本での処理工程図

処理業者名	株式会社 ●●●●メタルリサイクル
所在地	●●県●●市●●●●●●●●●●
処理施設の概要	破碎処理システム、精錬プラント、貴金属回収精製プラント

```

graph TD
    A[リサイクル原料  
(輸入電子基板)] --> B[前処理]
    B --> C[銅溶錬工程  
(製錬工程)]
    C --> D[スラグ  
(販売)]
    C --> E[粗銅]
    E --> F[電解工程]
    F --> G[Cu  
電気銅]
    F --> H[アノドスライム]
    H --> I[貴金属回収精製工程  
湿式プロセス  
乾式: 電解プロセス]
    I --> J[貴金属地金 Au,Ag等]
    
```

- 処理施設の住所、設備の概要等が記載されているか(※ホームページの記載事項やパンフレット等でも可)。
- 通告書類において複数の処理施設が記載されている場合、各々の処理施設に関する資料が提出されているか。
- 複数の金属が精製される場合、金属毎の処理工程が記載されているか。
- 処分工程が複雑な場合には、必要に応じ、どの工程をどの事業者が行っているのか区別して記載すること。

参考 4-5：成分分析表

溶出試験例

サンプル

発行日：平成●年●月●日

分 析 報 告 書

株式会社 ●●●● 様

対象試料 ●●スラッジ
試料受付日 平成●年●月●日
試料採取者 弊社受け取り

• 複数の品目が混載される場合、品目毎の成分分析表が提出されているか。

• 検査機関、検査方法、検査日が明記されているか。

事業者 株式会社●●分析センター

代表者 ●● ●●

分析会社
の社印

事業所 東京都●●区●●

電話 03-●●-●●●●

貴社より受託した試料の分析結果（溶出）は、下記のとおりであることをご報告申し上げます。

項 目	分 析 結 果	基準値	単位	分 析 方 法
アルキル水銀 (R-Hg)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと	mg/L	環境庁告示第 59 号 付表 2
総水銀 (T-Hg)	0.0005 未満	0.0005 以下	mg/L	環境庁告示第 59 号 付表 1
カドミウム (Cd)	0.001	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 55
鉛 (Pb)	0.06	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 54
六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.01 未満	0.05 以下	mg/L	JIS K 0102 65.2
砒素 (As)	0.01 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 61
シアン (CN)	不検出 (0.01 未満)	検出されないこと	mg/L	JIS K 0102 38.1.2
	以下余白			

• 分析を行った対象物の写真が添付されているか。
• 分析の結果から、バーゼル法に該当する物であることが明確に読み取れるか。

備 考 *不検出とは、検出限界未満を表します。

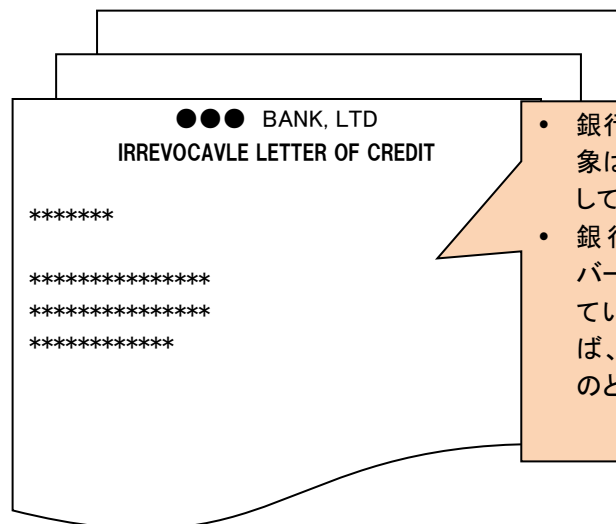
サンプル

参考 4-6 : 関連写真

- パーゼル法の対象物が鮮明に写っているか。
- 複数の対象物が混載される場合、品目毎の写真が提出されているか。



参考 4-7 : 銀行保証書等



- 銀行保証書等がカバーしている対象は、パーゼル法の対象物と一致しているか。
- 銀行保証書等の有効期間は、パーゼル法の承認期間をカバーしているか(自動延長条項があれば、承認期間をカバーしているものと見なす)。

参考 4-8 : 有償性に係る確認書

サンプル

○年○月○日

環境大臣 殿

- 当該取引の責任者名が記載されているか

〒○○○-○○○○

社印

住所 ○○県○○市○○

社名 ○○株式会社

責任者名 ○○部長 ○○○○

市況変動により逆有償取引となる場合の対応について

下記の輸出国当局からの通告案件に係る特定有害廃棄物等の輸入について、市況の変動により輸入時の取引価格が逆有償となる場合には、取引を見合わせます／廃棄物処理法に基づく輸入許可を得て輸入を行います。

- 「取引を見合わせます」又は「廃棄物処理法に基づく輸入許可を得て輸入を行います」いずれか一方の旨が記載されているか。

輸出国 : ○○共和国
輸出者 : ○○Co., Ltd.
輸入者 : ○○株式会社
対象貨物 : ○○含有スラッジ（※相手国通告に記載の英文での記載可）
輸入数量 : 計○○kg／トン
輸出国通告日 : ○年○月○日
通告番号 : （※記入がある場合）

- どの輸出国通告に係る確認書であるのかが特定できる情報が記載されているか
- 各項目の内容は通告内容と整合しているか



参考 4-9：事前相談の実施の有無

1	事前相談書提出日	平成●年●月●日
2	提出先	環境省関東地方環境事務所
3	相談実施者 (会社名、担当者名)	●●株式会社 担当：△△
4	その他特記事項	事前相談時点から■■が変更となっています。



参考 4-10 : 通告内容の変更連絡

IM 番号

変更箇所	旧	新	変更理由

※通告書の Box の番号順に記載すること。
※必要に応じて行を追加すること。
※環境省担当官あてに送付する電子メールに添付する際は PDF ファイルに変換すること。

平成 年 月
日

住所
商号又は名称
担当者役職・氏名
連絡先



参考 4-11： 通告内容の変更連絡

平成 年 月 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 担当官殿

住所
商号又は名称
担当者役職・氏名 ⑩
連絡先

越境移動に関する情報の変更について

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づく輸出国からの通告の際に提供された越境移動に関する情報につきまして、変更がありましたので、連絡いたします。

1. 通告の概要

IM 番号 : IM 2 0 1 6 〇〇〇
輸出国 : 〇〇国
輸出者 : 〇〇 CO.,LTD
輸入者 : 〇〇株式会社
対象貨物 : 〇〇
輸入数量 : 〇〇
輸出国通告日 : 〇年〇月〇日
通告番号 : ※通告書に記載があれば。

2. 変更の内容及びその理由

変更箇所	旧	新	変更理由
Box 8. Intended carrier(s) Contact Person	2 社 〇△社 □〇社	新たに 1 社追加 △△社 △△課 △△ △△	日本国内の運搬者の追加のため。

※通告書の Box の番号順に記載すること。必要に応じて行を追加すること。